

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	産品 (産品)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月8日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、地区内外の担い手が耕作をしているが、うち1者の担い手が大部分の農地を集積している。一方で自作農家が耕作を続けている農地も、約4.6haある。中山間地を中心に獣害対策が必要な農地が多く、柵などの維持管理に苦慮している。また、畦畔や水路等の農業基盤の老朽化が進み、営農効率の低下につながっている。農業者の高齢化が進み、後継者不足が発生し、耕作できない農地も出てきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦、大豆等の土地利用型農業を中心に取り組むとともに、イチジクなどの果樹の栽培も継続して取り組む。
これまで自作する個人農業者が耕作を続けてきた水田について、耕作が続けられなくなった場合は認定農業者Aに貸し付け、集約化をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
これまで自作する個人農業者が耕作を続けてきた水田について、耕作が続けられなくなった場合は認定農業者Aに集積をする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクに貸し付けることで、農地の集約化を円滑に進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、畦畔や水路の修繕を必要に応じて行う。また、地権者の同意が得られる範囲での畦畔の除去についても検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
自作農家が耕作を継続できるよう地域で取組を進めるとともに、地域による農地や農業施設の維持管理について役割分担し、地域農業の維持・発展に地区全体で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業体の活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域の獣害対策協議会との連携し、鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置、放置果樹や目撃・被害発生場所の共有等)に取り組む。
 ③担い手による農作業の省力化・効率化に向けて、少人数でも作業が可能となるスマート農機や耕作システム導入を図る。